

○30番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の宮川潤です。

質問に先立ち、北海道胆振東部地震で犠牲になられた方々に、お悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

復旧、復興に向けて、総力を挙げてまいります。

それでは、日本共産党道議団を代表して、順次、知事に質問をいたします。

初めに、災害対策に関し、まず、北海道胆振東部地震対策等についてであります。

最大震度7を記録し、現在もなお多くの方が避難所での生活を余儀なくされています。

我が会派は、地震発生後、直ちに、被災地を訪れ、被災者の要望を伺ってまいりました。

被災地の復興に当たっては、これまでの枠組みにとらわれず、被災者の生活再建を柱に据え、被災者の住宅、なりわいが再建され、再び地域に住み続けられるよう、地域の復興がなし遂げられるまで支援を行うことが必要と考えますが、被災者支援のあり方について、知事の認識を伺います。

我が会派が訪問した鶴川農協では、収穫期を直前に控えた中で、農業倉庫や乾燥調製施設に、継続的な使用が困難な大きな被害が発生していました。

また、停電による生乳の廃棄を初め、被害は、個人や農協だけで対応できる枠を超えています。

あるシシヤモ水産加工業者は、停電で650キロのシシヤモを廃棄したと、切実な実態を語っていました。

被害の実態を明らかにするとともに、今回の地震によって、第1次産業や関連産業及びその他の中小企業が廃業に追い込まれることがないように、所得補償などの具体的支援を行うべきと考えますが、いかがか、伺います。

あわせて、商店街の復興に向けて活用が期待されるグループ補助金の適用について、利用要件の緩和など、制度の拡充とともに、早期に実施すべきと考えますが、御見解を伺います。

札幌市清田区、東区、北広島市などで液状化現象や地盤沈下が起きました。

我が会派は、2011年の質問で液状化現象についてただし、道では北海道地盤液状化予測地質図を作成したことは承知していますが、今回の札幌などにおける液状化現象等をどのように考えているのか、伺います。

また、今回の地震において液状化等が起きた場所を特定し、データの積み重ねによって、液状化しやすい場所での開発を規制するなど、全道における土地利用のあり方を検討すべきではありませんか、伺います。

液状化や地盤沈下が起きやすい土地に、住宅、その他の建物が建てられている、道路になっているなど、現在の利用状況を分析し、対応を事前に検討すべきと考えますが、御見解を伺います。

道内の広範囲に及んで停電や断水が続きました。日常生活で特に影響が大きかった項目について、順次質問してまいります。

スマホや携帯電話のバッテリーを充電できる市役所等に長蛇の列ができました。

USBポートや充電器を避難所の備品として位置づけたり、公共施設、コンビニでの充電体制を整えるべきですが、いかがか、伺います。

また、在宅で酸素濃縮器や吸たん器を使っている場合の対処方法を検討すべきと考えますが、いかがか、伺います。

集合住宅等の屋上の貯水槽から各戸へ給水しているところでは、直結工事を緊急に行うことで、各戸への配水を復活できたところが数多くあったはずであります。

道内の建築物の水道直結化にどう取り組むのか、伺います。

SNS上で、数時間後に大地震が来る、断水になるなどの流言飛語が拡散され、不安が広がりました。

道において、SNS上における流言飛語の発生は確認していたのですか。道としてどのような対応を行ったのか、伺います。

全道的な停電により、正確な情報を得られない中で、今後、道民が正しい情報を受け取れる環境をどのようにつくっていくのか、御見解を伺います。

安倍首相は、予備費から5億4000万円を充てると明言されましたが、余りにも少な過ぎます。

生活となりわいの復旧、復興のためには、原状回復と同時に、停電による被害も含め、所得の補償など、きめ細かい支援が必要ですが、北海道史上、過去に例のない大災害からの立て直しのためにも、前例にとらわれない抜本的な支援を国に求めるべきと考えますが、いかがか、伺います。

また、これから寒さ厳しい季節を迎える中、被災地からは、心も休めることができる住居への要望が出ています。

仮住まいとしての仮設住宅やみなし仮設住宅、暮らせるための暖房器具、家財道具など、生活を復旧できるように支援に取り組むことが急がれます。知事はどう取り組むのか、伺います。

災害救助法の枠を最大限広げる柔軟な対応を具体的に国に求めていくべきではありませんか、あわせて伺います。

次に、災害時における電力供給体制の問題についてです。

ブラックアウトしたことを利用し、泊原発を再稼働すべきだという俗論が一部にあります。泊村は震度2でありましたけれども、外部電力が喪失したために、非常用発電機が起動しなければ、使用済み核燃料の貯蔵プールを冷却することもできなくなり、燃料が溶融しないかと、道民に大きな不安を与えました。なぜ、電源復旧に9時間もかかったのですか。

原子力規制庁でさえ、外部電源の復旧に関する報告のおくれなど、情報提供が不十分だったとして、北電に改善を指示したとのことですが、知事は、泊原発の外部電源の一時喪失事故をどのように受けとめ、北電にどう対応したのか、伺います。

全道がブラックアウトするという未曾有の事態について、北電幹部は、記者会見で、「厚真火力の3基とも損壊し、長期に停止することは想定していなかった」と言いわけをしていますが、

震源から10キロメートル先には、主要な活断層である石狩低地東縁断層帯が存在していることが既にわかっています。

北電は、地震の発生をあらかじめ想定し、最悪の事態を避ける対応策を具体的にとることができたはずですが。

リスク管理を甘く見た北電の責任は極めて重いと考えますが、知事の見解を伺います。

厚真発電所以外の道内の主要発電所は、伊達、知内の70万キロワットのほか、奈井江、新冠などは40万キロワットから20万キロワットであり、泊原発の207万キロワットと苫東厚真発電所の165万キロワットは突出しています。

北電は、巨大な発電設備に依存する構造であります。苫東厚真発電所の危機管理ができない北電が、原発の事故を防げるとはとても思えません。

一方、企業や家庭などの太陽光発電が非常用電源として大いに役立ったことが注目されています。

今後は、危険な原発など大型発電所に依存せず、再生可能エネルギーを軸に、地産地消、地域分散型のエネルギー構造に改変すべきと考えますが、あわせて知事の見解を伺います。

泊原発や苫東厚真のような大型発電所は、電力会社に大きなもうけをもたらします。これらは、北電が利益に固執しているためにつくられたものであり、事故や緊急停止が起こると全道に甚大な影響をもたらす、脆弱な電力供給体制と言わざるを得ません。

知事は、電力の安定供給よりも利益を優先する北電の体質を変える必要があるとお考えですか、伺います。

大型発電所に依存し、全道のブラックアウトをもたらし、道民生活と道内産業に大打撃をもたらしたことは、北海道でほぼ独占的にエネルギー供給を行う重大な社会的責任の放棄であり、許されないと思いますが、知事は、北電の責任について、どう考え、どう求めていますか。明らかにしてください。

次に、知事の政治姿勢に関して、まず、北方領土問題等についてであります。

ロシアのウラジオストクで行われた東方経済フォーラムで、プーチン大統領が、年末までに前提条件なしで平和条約を結ぼうと呼びかけました。

ロシアが北方の島々を不法に占拠している現状に照らせば、前提条件なしの平和条約締結などは、領土要求の全面放棄となります。この論外の提案に対し、安倍首相は、反論もせずに、ただ沈黙していたと報じられています。

知事は、この首相の重大な外交的失態をどう捉えていますか。

ロシアがこのような姿勢である限り、共同経済活動などは、北方領土問題の解決どころか、やればやるほど、四島でのロシア統治を後押しすることになるだけではありませんか。知事の見解を伺います。

次に、日米・日豪共同訓練と日米地位協定のあり方等についてです。

米軍の輸送機のオスプレイが参加する、米海兵隊と陸上自衛隊との共同訓練が今月10日から道

内で行われる予定でありましたが、地震の発生を受け、今年度は中止となったものの、来年度以降も継続して実施されることが懸念されます。

先ごろ札幌で開催されました全国知事会議では、日米地位協定を抜本的に見直し、米軍に対する国内法の適用や、事件・事故時の自治体職員の立ち入りの保障などの明記を求める提言が初めてまとめられました。全ての知事の総意であり、極めて重いものがあります。日本政府は、これを正面から受けとめ、米国政府に対して、必要な改定を直ちに提起すべきであります。

地位協定に関し、これまで、我が党は、ドイツやイタリアに比べ、米軍に治外法権的な特権を与えていることを指摘し、抜本的な改定を求めてきたところでもあります。

知事は、御自身がホスト役を務めた全国知事会議の総意である日米地位協定の見直しの提言について、どのように認識し、今後の道行政にどう生かすおつもりなのか、知事の政治信条を含めて伺います。

次に、安倍首相の改憲発言についてです。

安倍首相の憲法改悪への異常な言動がとまりません。

先月12日の地元・山口での講演会で、自民党としての憲法改正案を次の国会に提出できるよう取りまとめを加速すべきとの発言に続き、今月3日付の産経新聞のインタビューでは、国会議員が発議を怠り、国民に権利を行使させないことは、国民に対する責任放棄だとのそしりを免れないと言い切るなど、改憲の意向をむき出しにいたしました。

自衛隊幹部の会合では、自衛隊員が誇りを持って任務を全うできる環境を整えることが政治家の責任とまで言い出しました。

憲法の尊重擁護義務がある内閣総理大臣が、憲法遵守を誓って任務についた自衛隊の高級幹部に対し、自衛隊明記の改憲を説くなど、あってはなりません。

知事は、このような安倍首相の改憲に前のめりの言動を政治家としてどう受けとめるのか、伺います。

そもそも、安倍首相が改憲を持ち出しているのは、国民の間で改憲が問題になっているからでもなく、総裁選で改憲が焦点になったからでもなく、ただみずからの執念のためです。

今月3日付の毎日新聞の世論調査では、次の首相に期待するものとの問いに対し、上位は、「年金・医療」や「景気対策」で、「憲法改正」はわずか4%にすぎません。

国民の意識とかけ離れた首相の改憲ありきの姿勢は、世論にも時代にも逆行する異常なものと考えないのか、伺います。

次に、道民生活に関し、まず、貧困対策等についてです。

10月から生活扶助が削減されます。これまでも連続的に生活保護費が削減されてきましたが、冬季加算の影響があり、道民にとって、特別大きな影響をこうむってまいりました。

1世帯当たりの生活扶助費は、2013年の基準額削減に重ねての今回の削減であり、それらの合計は最大でどの程度の削減になるのか、知事はどのように受けとめているのか、伺います。

札幌市内で、生活保護利用者が、電気料金の未払いのため送電をとめられ、熱中症で死亡しま

した。

経産省は、電力会社に、各自治体の福祉部局との連携を強化して対処するように、通達文書を出しています。生活困窮者と把握できた場合は、未払いによる電力供給停止について柔軟な対応をすることや、福祉部局との連携強化を求めています。

今後、どのように連携強化を図るのか、札幌のような悲劇を繰り返さない知事の決意をお聞かせ願います。

2016年度、全国の大学等進学率は約73%となっている中で、2017年度の道内における生活保護世帯及び児童養護施設の子どもの大学等進学率は、それぞれ、36.9%、35.2%と、極めて低い到達点であり、生まれ育った環境に左右されていることは問題だと考えますが、知事は、生活保護世帯及び児童養護施設の子どもの大学等進学率について、どう受けとめ、どう改善を図るのか、伺います。

生活保護利用世帯では、大学等に進学するために、保護世帯から除外する世帯分離が行われてきました。

ことしから、住宅扶助や進学準備給付金が出される部分的な改善がなされておりますが、世帯分離をして保護利用世帯から進学者を排除する原則は変わっていません。

これは、生活保護利用であれば進学を阻止されることにつながり、進学する者には生活保護を利用させないという差別であり、教育の機会均等の観点から問題があるのではないかと考えますが、知事の見解を伺います。

生活保護世帯の子どもの大学等に進学した場合、世帯分離をされ、アルバイトや奨学金によって生活を支えることとなりますが、アルバイト収入が生活保護基準を下回る大学生等が生活保護を申請した場合、知事は、大学で学びながら生活保護を利用することを認めるおつもりなのか、伺います。

3月、一人親家庭生活実態調査がまとまり、低所得や孤立など、深刻な実態が明らかとなりました。

非婚の親の場合、保育料等は、寡婦（夫）控除が適用されたものとみなして軽減するみなし適用が申告制で実施されるようになりました。

道内の全ての非婚の一人親に制度が適用されているのか、実施状況を伺います。

あわせて、所得税、住民税などに関しても、非婚の一人親世帯の支援を強化すべきだと考えますが、知事のお考えはいかがですか。国に対して求めるべきではありませんか。いかがか、伺います。

次に、公文書管理等についてです。

有害図書の指定にかかわり、北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会の議事録が、北海道文書管理規程に反して作成されていなかったことが判明しました。その後の全庁調査の結果で、実に33の会議で議事録や議事概要を作成していなかった実態が明らかとなりました。

総務部は、これまで、2度にわたって公文書管理の通知等を発出してきましたが、そのかいも

なく、会議録がつくられないことが続いたのはなぜなのか、伺うとともに、かかる事態の重大性を知事はどう認識しておられるのか、通知が徹底されなかった要因を伺います。

また、二度とこのような事態を起こさないために、知事はどう改善を行うのか、伺います。

有害図書の指定に関する基準は、北海道青少年健全育成条例及び有害興行等の禁止指定等に関する認定基準により判断されるとしておりますが、そこには明確な判断基準はなく、表現の自由に配慮する等の規定は一切ありません。

有害図書の指定は、18歳未満への販売禁止、書店での販売場所に制限を設けることなど、強い規制を課すものです。だからこそ、指定に当たっては、客観的基準に基づき、表現の自由に十分配慮を行った上で、なぜ指定されるに至ったのかを検証できるようにすることが必要です。

有害図書の指定に当たっては、今後、表現の自由に十分配慮する旨の規定を盛り込むなどの見直しを行うべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、地方交通に関し、まず、JRの路線問題等についてです。

国土交通省は、JR北海道に対して、2年間で400億円台の財政支援とともに、期限つきで赤字路線の廃止を迫り、地元負担を求めました。地方に対して、国と同水準の負担を求めるものですが、支援の具体的な枠組みは明らかにされていません。

北海道としては到底受け入れられないものでありますが、国と同水準の負担に地方が耐えられるとお考えか、知事の見解を伺います。

国は、2年間の集中改革期間で、今後の方向を決定づけようとしているように思われます。

今後2年間の取り組みで国は何を求め、評価はどう行われているのか、道と市町村の声をどう反映させていくお考えか、伺います。

胆振東部地震で不通となった道内の各路線の運行再開が発表されましたが、地元が切望している日高本線の復旧については手がつけられず、2015年1月以来、放置されたままです。

一昨年8月の台風で不通となった根室本線の新得 — 東鹿越間も、復旧は雪解け後にというJR北海道の社長の発言がほごにされています。

大きな災害が起きたことを理由に、路線廃止を既成事実化することは許されません。早期復旧を求めるべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、北海道新幹線の事業見通し等についてです。

JR北海道は、新幹線の札幌開業を果たせば経営改善ができると繰り返していますが、根拠は示されていません。巨費が投じられる計画ですが、経済効果の裏づけがないと言わざるを得ません。

第2回定例会の私の質問に対して、今後の収支見通しについて、できるだけ早く公表するようJR北海道に求めていくとの答えがありましたが、どのような回答を得たのか、この際、道としての見通しと対応策も明らかにしてください。

新函館北斗 — 札幌間の約8割がトンネルで、発生土の処理に不安の声が出ています。鉄道・運輸機構の報告書では、18トンネル中、札幌トンネルなど、少なくとも6トンネルから、基準値

を超えるカドミウムなどの有害重金属が検出されています。ところが、汚染土の処理場の確保は1割程度と聞いています。

環境汚染について、道民から不安の声が出るのは当然です。知事はどう考えますか。

北海道新幹線は問題が山積しています。延伸計画は、一度立ちどまり、見直しを検討すべきではありませんか。知事の認識を伺います。

次に、経済・産業対策に関し、カジノの道内誘致についてです。

I Rに関する有識者懇談会が設置され、2回の会議が行われていますが、カジノ反対の立場で意見を述べる委員は1人もいません。道民世論の半数以上が反対しているにもかかわらず、その声を代弁する構成とは言いがたいです。

道は、高い見識を持つ方々を道内外から選任したとしておりますが、なぜ、道民世論を正しく反映させる構成にしなかったのか、カジノに反対する道民世論をいかにして反映させるのか、伺います。

胆振東部地震の災害対応と生活再建を真っ先に行うべきときに、カジノ誘致を行っている場合ではありません。

カジノの道内誘致に道民理解を得られると知事は考えておられるのか。誘致の是非について、一度立ちどまり、再検討を行うべきと考えますが、あわせて知事の見解を伺います。

最後に、第1次産業対策に関し、まず、食料自給率等についてです。

国内の食料自給率は、2017年度、カロリーベースで38%と、依然低下を続けています。

食料安全保障の観点からも、今回の北海道胆振東部地震と、それに続く大規模停電によって、食料生産の基盤強化の重要性が改めて浮き彫りになりました。

ところが、2016年度の本道のカロリーベースの食料自給率は、前年を大きく下回り、初めて、秋田県にトップの座を譲る結果となりました。

北海道が食料自給率第1位から転落するという前代未聞の事態を知事はどう受けとめているのか、伺います。

日本の食料基地である北海道が安定した食料生産を続けることは、日本全体の自給率向上のためにも極めて重要と考えます。知事の認識と今後の対応策をあわせて伺います。

次に、種子に関する条例の制定についてです。

種子法の廃止を受け、公的種子の安定供給と食料安全保障の実現の観点から、北海道で、農業生産と、消費者の安全、安心を保障する種子に関する条例の制定は極めて重要です。

条例の制定に当たっては、国や道などの公的機関と産業団体等が連携して、開発、生産をしていくこと、種子情報の流出防止対策などを盛り込むことが重要と考えます。

先日、道の条例骨子案が示されました。

条例を制定している他県にはない民間事業者の参入促進がなぜ盛り込まれているのか。営利企業による利益追求に道を開くものではありませんか。

また、米や麦、大豆だけでなく、北海道で広く栽培されているソバ、豆類などの主要畑作物に

についても対象とすべきではないですか。

知事が考えている条例は、これまでの種子法とどういう違いがあるのか、多くの道民が関心を寄せており、拙速な判断は避けるべきであります。知事の認識を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）日本共産党、宮川議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、被災者支援についてであります。今月6日に発生した地震は、これまで経験したことがない過去最大となる震度7を記録し、人的被害を初め、住家やライフラインの損傷、道内全域の295万戸の停電により、全道において甚大な被害が生じているところであります。

こうした中、道といたしましては、国や市町村など関係機関と連携しながら、人命最優先のもと、救出・救助活動など応急対策に取り組んできたところであります。

このたびの災害においては、被災された方々が多数生じており、道といたしましては、市町村や関係機関と連携しながら、被災地におけるニーズを把握するとともに、避難所の運営や、高齢の方々など要配慮者への支援、応急仮設住宅の早期建設など、被災された方々のお気持ちに寄り添いながら、きめ細やかな支援に努め、一日も早い復旧、復興に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、事業者などへの支援についてであります。このたびの地震では、農業施設や中小企業の設備等の損壊、農地への土砂の流入のほか、大規模停電による酪農家や中小企業の事業活動の停止など、本道経済に大きな影響が生じているところであります。

このため、道では、災害発生後、直ちに、災害貸し付けの適用や、本庁及び振興局に特別相談室の設置を行うなど、被災中小企業者に対する資金需要や経営相談にきめ細やかに対応するとともに、農業改良普及センターによる乳房炎対策などの営農技術指導や、低利な制度資金に関する情報提供など、被災農業者の方々に対する支援に取り組んでいるほか、国に対し、農林水産業、中小企業の早期復旧や復興に必要な各種支援策について要請しているところであります。

道といたしましては、引き続き、市町村や関係団体などと連携をし、被害の実態把握を進めながら、被災した農林水産業や中小企業の復旧、復興に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、災害時の情報提供についてであります。災害時には、正確な情報を速やかに住民の皆様方に伝達することが極めて重要であります。

このたびの災害では、根拠のない誤った情報が発信、拡散されていたこともあり、道では、ホームページで注意喚起を行うとともに、Lアラートにより、避難所の開設状況などをテレビやラジオを通じて伝達したほか、防災情報システムの活用により、各種警報や避難勧告等の正確な情報の伝達に努めたところであります。

今後、道といたしましては、气象台や道警察など関係機関と連携しながら、発災時における住民の皆様方への正確かつ迅速な情報伝達に努めるとともに、このたびの災害応急対策の検証を行

い、今後の防災対策に反映をしてみたいです。

次に、震災からの復旧、復興に向けた国の支援についてであります。このたびの災害からの復旧、復興に向けては、国からの緊急かつ重点的な支援が不可欠であり、道では、国に対し、激甚災害の早期指定や災害復旧事業の促進、被災者支援、産業被害からの復興などの緊急要望を行っており、国においては、人的支援や物資等の供給、さらには、激甚災害の指定見込みが速やかに示されるなど、本道の実情や要請を踏まえた迅速な対応をしていただいているところであります。

道といたしましては、災害からの復旧に向けた取り組みを着実に進めるとともに、国に対し、引き続き、災害時におけるエネルギーの確保や、今回の地震による被害、影響の特徴を踏まえた支援など、復旧、復興に向け、必要な対策を求めてまいりたいと考えています。

また、できる限り早期に、住宅を失った方々の住宅を確保するため、道営住宅の272戸を無償提供するとともに、被災自治体の意向を踏まえ、応急仮設住宅や生活必需品の提供などを行う考えであり、内閣府を初め、関係省庁と常に連携しながら、被災された方々のお気持ちに寄り添い、その実情を踏まえた対策に全力で取り組んでまいります。

次に、電力の安定供給についてであります。このたびの地震に伴い、一時、北海道全域に及んだ停電は、道民の暮らしや産業活動に重大な影響を与えており、電力事業者としての北電の責任は極めて重いと考えるところであります。

さきの世耕経産大臣との面談では、今回の震災により大規模停電が生じた原因の分析を行った上で、国と道が協力してエネルギー供給の強靱化に取り組むことを確認したところであり、道といたしましても、こうした事態を再び生じさせないよう、国との連携のもと、しっかりとした検証を行い、暮らしと経済の基盤であるエネルギーの安定供給に向けて取り組んでまいります。

次に、北方領土問題についてであります。このたびのプーチン大統領の発言に関し、安倍総理は、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという我が国の方針のもと、引き続き、平和条約締結に向けた交渉を進めていくとの考えを示しており、私といたしましても、領土問題の解決を前提とした取り組みを進めていくものと考えているところであります。

また、共同経済活動は、両国の首脳が、平和条約締結に向けた重要な一歩になり得るものとして合意したものであり、道といたしましては、今後とも、北方領土問題の早期解決に向け、共同経済活動や領土問題に関する交渉など、国の動向を注視しながら、隣接地域等と連携を図りつつ、粘り強く返還要求運動に取り組んでまいります。

次に、日米地位協定についてであります。本年7月、札幌で開催された全国知事会議においては、日米安全保障体制が、国民の生命、財産や領土、領海等を守るために重要である一方、米軍基地の存在が、基地周辺住民の安全、安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面があること、日米地位協定が、国内法の適用や自治体の基地立ち入り権がないといった現況にあることなど、現状や課題を改めて確認した上で、基地負担の軽減や日米地位協定の見直しを求めることなどを内容とする提言を、都道府県知事の総意として取りまとめたところであります。

す。

私といたしましては、今後とも、全国知事会と連携をして国に働きかけるなど、道民の皆様の安全、安心の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、憲法についてであります。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義といった、現行憲法が掲げる基本的な考え方は、今後とも最大限尊重すべきものと認識をいたします。

一方で、制定から70年余りが経過し、国内外の社会経済情勢の変化に応じて憲法の見直しを行うことはあり得るものと認識するものであり、さまざまな御意見がある中、国会の場で十分に議論を深めていただくことはもとより、国民の関心を喚起し、幅広く議論を尽くすことが何より重要と考えるものであります。

このたびの首相の発言は、こうした国民的な関心や議論を喚起する上での発言ではないかと受けとめるものであります。

次に、生活に困窮している方々への対応についてであります。道では、平成24年に、地域での見守り活動連携会議を設置し、電気、ガスなどのライフラインや、新聞、住宅関連などの民間事業者など25団体と、高齢者や障がいのある方々を地域で支えるための共同宣言を行い、これまで、ライフライン事業者と市町村の情報共有の仕組みづくりや、見守りのためのネットワークの構築などに取り組んできたところであります。

こうした中、本年7月、札幌市でまことに残念で痛ましい事案が発生したことを踏まえ、道といたしましては、改めて、ケースワーカーによる生活環境や健康状態の確認を徹底するとともに、市町村と事業者に対して、一層の連携強化を働きかけるなどして、生活に困窮する方々が安心して暮らすことができる地域づくりに取り組んでまいります。

次に、文書の管理についてであります。このたび、道の審議会において会議記録が作成されていなかった事案を受け、全庁を対象に、会議記録の作成状況を点検した結果、審議会や懇談会など816のうち、33の会議において記録が作成されていなかったことが判明したところであります。

会議記録を作成することの重要性については、これまでも繰り返し周知してきたところでありますが、通知の趣旨が徹底されていなかったことは、まことに遺憾であります。

この要因としては、道の諸規程や通知の内容を担当者が独自に解釈していたり、それを管理職員が適切に指導できていなかったことなど、文書管理に対する職員の認識が十分でなかったものであり、今回の事態を踏まえ、管理職員を対象とする研修の実施などを通じて、文書管理に関する職員の意識の向上にお一層努めてまいる所存であります。

次に、JR北海道への支援についてであります。国が示した、JR北海道に対する支援の考え方に対しては、国と地域の負担水準の考え方や、2年間という短い支援期間で検証を求められることなど、整理すべきさまざまな課題があると考えられるものであり、沿線市町村の皆様方からも、そうした点を指摘する声が上がっているところであります。

道では、今後、関係者会議を開催し、地域負担に関する法的根拠や道内の自治体が負担が可能

な支援規模、地方財政措置の内容等に加え、このたびの震災により、本道の観光や物流等への影響が強く懸念されることを踏まえたＪＲ北海道の経営再生に対する考え方などについて、改めて国に詳細な説明を求めるとともに、こうした情報を地域の検討協議の場に提供しながら、地域の実情や意見を踏まえた支援制度が構築されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、被災路線に係る対応についてであります。日高線の鶴川―様似間並びに根室線の新得―東鹿越間においては、運休が長期にわたり、地域住民の皆様の暮らしにさまざまな影響が出ている中、道では、現在、交通政策総合指針の考え方に基づき、地域の実情を踏まえた最適な公共交通体系のあり方について、将来の地域づくりと一体となった検討協議を進めているところであり、引き続き、地域の皆様と議論を尽くしてまいりたいと考えております。

また、このたびの地震により被災した日高線の苫小牧―鶴川間については、現在、ＪＲ北海道において、詳しい被災状況を調査しているところでありますが、道といたしましては、早期の運行再開に向け、ＪＲ北海道に対し、被災状況の確認と対応を急ぐよう、強く求めてまいります。

次に、新幹線の収支見通し等についてであります。道では、これまでも、ＪＲ北海道に対し、収支改善の見通しを明らかにすることや、収益拡大に向けた取り組みを強化するよう求めてきているところであり、ＪＲ北海道からは、札幌開業後の2031年度における経営自立を目指し、現在策定中の中期経営計画などの中に、新幹線の収支改善に向けた方策を盛り込むなど、徹底した経営努力に全力で取り組むとの回答を得ているところであります。

道といたしましては、引き続き、ＪＲ北海道に対し、新幹線の収支見通しについて、できるだけ早く明らかにするよう求めるとともに、高速化のほか、北東北地方との連携事業や、大規模イベントにおけるＰＲなど、利用促進に向けた取り組みを進め、新幹線の開業効果を全道に広げ、持続的な鉄道網の確立に資するよう、関係団体と連携を図りながら、積極的に取り組んでまいります。

次に、ＩＲの誘致についてであります。道といたしましては、現在、甚大な被害をもたらした胆振東部地震からの復旧、復興に全力を挙げているところであります。

一方、ＩＲについても、観光立国・北海道を目指す中で、十分にスピード感を持って検討していくことが重要と認識いたします。

このため、道といたしましては、今後も、道議会はもとより、有識者懇談会の皆様を初め、各界各層の方々の幅広い御意見をしっかりとお聞きしながら、ＩＲがもたらすプラス、マイナスの両面からの効果等について、さらに検討を進め、誘致について適切に判断をしてまいります。

次に、食料自給率などについてであります。北海道は、恵まれた資源を生かしながら、すぐれた技術などを積極的に導入し、我が国の食料生産を担ってきたところでありますが、平成28年度は、本道を襲った相次ぐ台風により、小麦やバレイショなどの収穫量が減少し、これにより、本道における食料自給率が低下したところであります。

道といたしましては、１次産業において設定した生産努力目標の達成に向け、その生産力がフ

ルに発揮されるよう、災害に強い生産基盤の整備や、栽培漁業、資源管理の推進、地域に適した優良品種の開発、新規就業者を初め、地域の1次産業を支える多様な担い手の育成確保など、各般の施策を積極的に進め、安全、安心な食料の安定供給に全力で取り組み、食料自給率の向上に一層寄与してまいります。

最後に、主要農作物等の種子生産についてであります。本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、農作物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定的な供給が不可欠であると認識をいたします。

道といたしましては、条例の検討に当たって、こうした考え方のもと、種子生産における農業団体の役割や参入促進とあわせて、主要畑作物も含め、栽培される作物ごとの生産状況などを踏まえた種子生産のあり方について、地域からの意見などを幅広く聞くとともに、道議会や審議会での御議論を通じ、安全、安心な道産農産物の安定生産に向け、種子生産を一層充実させ、本道農業の果たすべき役割をさらに高めるものとなるよう、検討を進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 副知事辻泰弘君。

○副知事辻泰弘君（登壇）災害対策などについてお答えします。

まず、停電の住民生活への影響に関し、在宅で医療機器を使用する患者への対応についてであります。在宅で酸素濃縮器などの医療機器を使用する患者につきましては、停電により、生命や身体の安全に重大な影響を及ぼすことがないように、万全の体制を備えておくことが重要であると認識しております。

このため、従前から、道では、こうした方々が、停電時に、生命、健康に支障が生じないように、医療機関や医療機器メーカー等に対し、十分な連携のもと、適切な対応を行うよう要請してきたところでございます。

今般の災害についても、医療機器メーカー等と連携し、患者の安全等を確認しているところであり、今後に向けて、引き続き、医療機関や医療機器メーカー等の関係者と連携し、対応状況を確認するなどして、停電時における在宅患者の安全確保に取り組んでまいります。

次に、苫東厚真火力発電所などについてであります。このたびの停電は、道民の暮らしと産業活動に深刻な影響を与えており、今後、こうした事態が再び生じないように、しっかりとした検証を行っていくことが重要と考えております。

地震に伴い、最も早い段階でトラブルが生じたとされる苫東厚真火力発電所につきましては、技術的、専門的な見地から、その原因の徹底的な究明を行った上で、万全な対策が実施されなければならないと考えるところでございます。

次に、エネルギーの地産地消についてであります。本道において、身近な地域で自立的に確保できる、太陽光、風力、水力などの再生可能エネルギーは、経済性や出力の変動などの課題がある一方、稼働時に電力を用いずに発電できるといった利点を有しているところであります。

このため、道では、これまでも、太陽光発電を地域の非常用電源として活用する取り組みなどを支援してきているところであり、今後さらに、本道のポテンシャルを生かして、地域や企業の皆様と連携したエネルギーの地産地消の取り組みを加速してまいる考えでございます。

次に、電力供給についてであります。暮らしと経済の基盤である電力につきましても、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合が重要であり、北電におきましても、電力事業会社として、こうした考えのもと、電力の供給に万全を期していく必要があると認識しております。

次に、貧困対策等に関し、生活扶助基準についてであります。国においては、5年に1度、生活保護基準の見直しが行われてきたところであり、その内容は、年齢や世帯人員、居住している地域によって異なりますが、今回の生活扶助基準の減額では、平成25年度の見直し時の10%以内とする減額緩和措置に加え、5%以内とする減額緩和措置を加味することとされたところがございます。

生活保護基準は、最低限度の生活を保障する水準として適切な基準となるよう、国が一般低所得者世帯の消費実態との均衡について検証を行った上で定めているものであり、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するものと認識しております。

次に、生活保護世帯などの子どもの進学についてであります。生活保護世帯の子どもや児童養護施設を退所した子どもたちが大学等に進学することは、貧困の連鎖を断ち切り、自立を助長するために有効であると考えております。

こうした子どもたちの大学等への進学率は一般世帯を下回っており、道としては、進学を希望する子どもたちに対し、給付型奨学金などの情報提供をきめ細やかに行うとともに、新たに創設された、生活保護制度における進学準備給付金のほか、児童養護施設退所後の進学支度費などの制度を活用するなどして、子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されないよう、大学等への進学のための支援に取り組んでまいる考えでございます。

次に、生活保護世帯から分離する取り扱いについてであります。国の社会保障審議会では、生活保護世帯出身の学生の生活状況の実態などを踏まえ、こうした子どもの大学等への進学を含めた自立支援について、引き続き検討しているところがございます。

生活保護制度は、国が定める基準によって実施されるものであり、生活保護を受給しながら大学等に就学することについては、その時々を経済情勢や社会通念などの変化を踏まえ、高校卒業後、就職する方や、働きながら夜間大学等で学ぶ方、生活保護を受給されていない方とのバランスなどを考慮して検討されるべき課題であると認識しているところがございます。

次に、大学生等の生活保護の受給についてであります。生活保護は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットであり、学生か否かを問わず、申請の意思のある方へは、個々の資産や能力、さまざまな施策の活用などに関する助言、申請手続の援助指導を行うとともに、申請受理後は、関係法令にのっとり、適正に保護の要否を決定するものがございます。

なお、本年の生活保護法改正により、生活保護世帯の子どもの大学等への進学の支援を図るこ

とを目的として、進学準備給付金制度が創設されたほか、自宅から大学等に通学する場合の住宅扶助費を減額しない取り扱いに変更されたところであり、道としては、こうした制度の周知を図るとともに、担当のケースワーカーによるきめ細かいアドバイスなどを通じて、生活保護世帯の子どもの進学を支援していく考えでございます。

最後に、経済的負担の軽減についてであります。一人親家庭は、婚姻歴の有無にかかわらず、経済的に厳しい状況にありますことから、道では、離婚等により一人親になった方の税負担を軽減する寡婦（夫）控除について、未婚の一人親も対象とするよう、国に対し、税制度の改善を要望してきたところでございます。

今般、国では、保育料や難病医療費助成制度等の施策において、未婚の一人親も寡婦（夫）とみなして自己負担の軽減などを図る措置を、本年6月以降、順次講じているところでございます。

道といたしましては、引き続き、国に所得税法の改正を求めていくとともに、寡婦（夫）控除のみなし適用につきまして、市町村の協力も得ながら広報するほか、一人親を対象とした手当を受給する方々に個別にお知らせするなどして、制度の一層の周知を図っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事窪田毅君。

○副知事窪田毅君（登壇）北海道新幹線についてお答えをいたします。

トンネル工事に伴う発生土についてであります。建設主体の鉄道・運輸機構においては、対策が必要な発生土については、学識経験者による委員会で処理方法等を検討し、国土交通省が定めたマニュアルに基づいて処理するとともに、受け入れ地の確保に当たっては、周辺環境への影響に十分配慮し、沿線自治体や地域住民の方々に丁寧に説明しながら取り組んできているところであります。

道といたしましては、沿線自治体や鉄道・運輸機構などで構成する連絡調整会議において、対策が必要な発生土の処理方法等について、情報共有や必要な調整を行いますとともに、2030年度末の札幌開業に支障が生じないように、札幌市などの関係自治体と緊密に連携し、引き続き、受け入れ地の確保などの課題解決に向け、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事阿部啓二君。

○副知事阿部啓二君（登壇）災害対策などについてお答えいたします。

初めに、北海道胆振東部地震対策に関し、まず、地震による液状化等への対応についてであります。近年、埋め立てによる土地開発などに伴い、以前にも増して、地震に起因する地盤の液状化被害が発生しやすい傾向にあるとされているところでございます。

こうした中、国では、大規模地震発生時において、液状化による宅地の被害を防止するための助成制度を設けているところであり、また、国土交通省によると、道内の七つの市が、液状化の

リスク等を示した液状化マップを作成、公開しているところがございます。

さらに、国においては、これまで数次にわたり、液状化対策などを強化してきたところであり、道といたしましては、今後とも、国の動向を注視しながら、宅地の液状化対策に適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、被災者の情報収集への支援についてでございますが、このたびの災害では、地震により全道域の295万戸で停電が発生し、情報の収集等の重要なツールである携帯電話やスマートフォンの充電に支障が生じたことから、国と連携し、電源車、巡視船による電源供給などを行ったほか、本庁や振興局のロビー等を充電場所として開放するなど、住民等の情報収集が可能となるよう努めてきたところがございます。

道といたしましては、スマートフォンの充電等も含め、被災された方々の情報収集手段や、道の情報伝達に関する対応等について検証を行い、今後の防災対策に反映してまいりたいと考えております。

次に、中高層住宅等への給水についてでございますが、今回の地震では、全道域の停電により、中高層の建物において、屋上に設置してある貯水槽に給水するポンプ等の停止により断水となり、居住者に大きな影響が生じたところがございます。

既存建物での、貯水槽を経由しない直結給水への切りかえは、必要な圧力に耐える給水管等の整備が必要で、建物の設置者の了解を含め、計画的な取り組みが必要となりますが、この方式は、衛生面のほか、ある程度の上層階までは給水が可能であるなど、エネルギー利用面でも利点があることから、道といたしましては、今後、水道事業者に対し、直結給水の取り組み事例を紹介するとともに、補助制度の活用を促すなどして、その普及に努めてまいります。

次に、災害時における電力供給体制に関し、泊発電所についてでございますが、福島第一原発事故を踏まえて策定された新規制基準においては、電源喪失への対応として、電源構成の多重化や多様化を図るよう定めているところがございます。

このため、泊発電所については、今回の地震で、震源に近い火力発電所の停止に伴う全道的な停電が発生したことにより、外部電源が喪失し、他の発電所の稼働による電力確保に一定の時間を要したものの、非常用発電機が直ちに作動し、発電所に異常は生じなかったものでございます。

しかしながら、原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、道といたしましては、北電に対し、規制基準を満たすことはもとより、さまざまなリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成に努めるよう求めているところがございます。

次に、有害図書類の指定についてでございますが、道では、青少年が心身ともに健やかに成長することができる社会環境を整えるため、青少年健全育成条例に基づき、青少年の閲覧や視聴が不適切と認められる有害図書類の規制を行っているところがございます。

有害図書類の指定に当たっては、これまでも、憲法が保障する表現の自由にかかわるものであることを踏まえ、青少年健全育成審議会において、専門的な見地から審議を行うとともに、条例

に基づく具体的な認定基準に沿って慎重に判断してきたところであり、今後も、こうした考えのもと、青少年の健全育成に向け、制度の適切な運用に努めてまいります。

最後に、IRについてであります。今般設置した有識者懇談会は、誘致の是非を議論する場ではなく、本道にふさわしいIRのコンセプトや候補地、依存症対策など、IR誘致の判断を行うに当たり必要な課題について御意見を伺うために設置したものであり、構成員については、IRに賛成、反対の立場に関係なく、地域振興、国際観光、精神医療など、各分野に精通する方々を選任したところでございます。

これまで開催した2回の懇談会では、依存症などの社会的影響に留意すべきといった慎重な御意見もいただいているところであり、道といたしましては、こうした御意見に加え、各界各層の方々の幅広い御意見をお伺いしながら、引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）ただいま答弁をいただきましたが、再質問をいたします。

初めに、北方領土問題等についてであります。

北方領土問題の解決を前提としているとの知事の認識が示されました。

平和条約の締結は、戦争状態を終結させ、国境を画定することを目的としているものです。

プーチン氏の、前提条件なしの平和条約締結という発言は、事実上、領土問題の解決の道を閉ざそうとするものではないですか。

知事はプーチン氏の発言をどう捉えているのか、伺います。

また、その提案に対し、日本の首相が一言の異論も反論も述べなかったことについて、国境を接する北海道の知事として、問題なしとお考えですか、伺います。

また、元島民の代表も困惑と不安を表明しております。当然であります。

知事は、この不安にどう応え、今後、どう取り組むおつもりなのか、明確にお答えください。

次に、災害時における電力供給体制の問題に関し、泊原発の外部電源喪失の問題についてです。

道は、北電に対し、さまざまなリスクを想定し、規制以上の安全レベルの達成を求めていると言っておりますが、苫東厚真火発に対する、地震の発生に備えた具体的な対策も講じることができず、道内の電力需給への危機管理もできず、ブラックアウトを引き起こした利益優先の北電が、泊原発のリスクを想定し、事故を防げるのか、甚だ疑問であります。

知事は、北電が泊原発を安全に再稼働できると本当にお考えですか、はっきりとお答えください。

次に、苫東厚真発電所の危機管理体制の欠如についてです。

厚真発電所は、断層からの距離が10キロメートルであり、リスク管理が甘かったのではないかと、質問をしたところ、原因を究明した上で対策を実施する旨の答弁でした。

しかし、専門家は、石狩低地東縁断層によるさらに強い地震が考えられるとしており、今回の

事故の原因究明を待つまでもなく、もともとのリスクの想定が震度5であり、低過ぎたことは明らかと考えますが、いかがか、伺います。

次に、泊原発など大型発電所に依存する体制についてです。

再生可能エネルギーを軸にした、地産地消の分散型エネルギー構造への転換を求めましたが、答弁は、太陽光発電を地域の非常用電源として活用する取り組みの支援などということでありました。

再生可能エネルギーは、非常用だけでなく、地域のエネルギーの主軸としての一翼を担う位置づけをすべきだと考えますが、知事は、非常用あるいは補助的という位置づけだけではなく、主要な電源の一つとして位置づけるべきと考えてはいないのですか、伺います。

次に、北電の企業体質についてです。

災害時の電力供給の問題について、泊原発や苫東厚真の大型発電所に依存している問題を取り上げました。

答弁は、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合が重要であり、北電もこうした考え方のもとで電力供給をしていく必要があるとのことでした。

ところが、現状はそうなっていないところに問題があるのではないですか。

苫東厚真発電所が発電できなくなっただけで、なぜ、全道の電力供給ができなくなり、ブラックアウトするところまで行ってしまうのかということであります。

経済効率性が最優先で、大型で、安い海外炭を使っている苫東厚真発電所に依存し、原発再稼働を諦めることができないから、毎年700億円もかけて泊原発を維持し続け、再生可能エネルギーへの転換がおくれているのではないですか。

北電は、経済効率、すなわち利潤追求を優先して、一極集中に固執し、安全性、安定供給を後景に追いやっています。企業としての基本戦略の問題についての知事の見解を伺います。

次に、エネルギー供給の社会的責任についてです。

知事は、道民の暮らしや産業活動に重大な影響を与えており、電力事業者としての北電の責任は重いとの答弁をしました。

大型発電所による経済効率性、もうけ優先から安定供給へ、原発から再生可能エネルギー中心へと転換を図るとともに、国に対して、安定供給、分散配置をさせるように求めるべきではありませんか、伺います。

次に、貧困対策等に関し、まず、ライフライン事業者との連携の強化についてです。

生活困窮者への対応について、ライフライン事業者との連携強化を求めました。情報共有とネットワーク構築に取り組んできたとのことでした。

2012年、札幌市白石区での姉妹孤立死事件では、ガスがとめられてガス暖房が使えず、知的障がいのある妹が凍死しています。ことし、西区で、電気の供給がとめられた家で、女性が熱中症で死亡しています。

生活困窮者からのSOSは、まず、公共料金などの滞納にあらわれます。電気やガスなどの供

給停止をする際には、生活に困窮していないか、十分確認することが不可欠です。

確認できない場合には、停止しない配慮と、行政の福祉部門からの働きかけを優先するよう要請することが必要ではないですか、伺います。

次に、生活保護利用世帯の子ども及び児童養護施設退所者の大学等進学についてです。

生活保護世帯の子どもや児童養護施設退所者の大学等進学について、支援に取り組んでまいり旨の答弁でしたが、子どもの貧困対策推進計画での七つの指標に対しては、数値目標を立てて取り組んでいるものの、生活保護世帯の子どもと児童養護施設退所者の大学進学については、目標が立てられていません。

目標を設定して本気で取り組むのか、伺います。

次に、生活保護世帯からの進学に当たり世帯分離をする問題についてです。

生活保護世帯からの大学進学に当たり世帯分離をしている問題ですが、高卒後、就職する方、夜間大学で学ぶ方がいるから、バランスを考慮するとのことでした。生活保護世帯からも、就職する人もいれば、夜間大学に行く方もいます。

問題なのは、生活保護を利用している人には、昼間の大学に行く道が閉ざされているということです。これでバランスがとれていることになるのですか、お答えください。

加えて、私は、教育の機会均等に照らして問題があるのではないかと質問しましたが、明確な答弁はありませんでしたので、改めて伺います。問題なしとお考えですか、お答えください。

教育の機会均等を確保する点でも、大学生の生存権の保障のためにも、生活保護の世帯分離をやめるべきであると考えます。

知事として、国に対して実現を求めるべきですが、いかがか、伺います。

次に、公文書管理の実態についてです。

有害図書の指定に関し、滋賀県では議事録を作成している一方、道では、一切の記録がとられておらず、検証を行うこともできないのは極めてゆゆしき事態であると、知事は重く受けとめるべきです。

道における公文書に関する問題は、今に始まったことではありません。2012年、我が会派の指摘で、HACの経営検討委員会が議事録を作成していなかった問題が発覚しました。

道は、公文書管理規則の見直しを行い、それ以降も、公文書管理の徹底を求めてきたにもかかわらず、三たび繰り返されました。

公文書管理は民主主義の根幹をなすものという認識を知事はお持ちなのか、伺います。

今日まで改善できなかった知事の責任をどう受けとめているのか、伺います。

次に、J R北海道に対する国の支援策についてです。

道は、国が示した支援の考え方について、改めて詳細な説明を求めるとしましたが、その認識は、負担の法的根拠や負担が可能な支援規模など、あたかも地域が財政負担を受け入れることを前提としているかのような立場です。

関係者会議を開催するだけでなく、知事みずからが、道民の生活を支える鉄路を維持すると

の強い意志を示した上で、国の支援規模や、当面は2年間という先を見通すことができない支援のあり方についての問題点を追及するなど、国の考え方を改めさせるよう、地域とともに具体的に取り組む必要があると考えますが、どう対応する考えか、伺います。

次に、北海道新幹線のトンネル工事の残土対策についてです。

新幹線のトンネル工事に伴う汚染土壌の発生については、受け入れ予定地がほとんど決まっていないことに加えて、無対策土も含めた処分地の周辺や、発生した土壌の輸送が行われる沿線の住民に理解を得ていないことが、不安を広げている大きな原因です。

受け入れ地が確保できなければ、工事はとめるのですか。鉄道・運輸機構に対して、より丁寧な説明を求めるつもりはないのですか。今後の道の取り組みについて伺います。

最後に、カジノの道内誘致に関し、道民世論の反映についてです。

有識者懇談会は、構成員以外の意見も聞くことができると、開催要領に明記されています。

カジノ誘致に反対する意見や、疑問、不安を覚える道民の声を反映した運営とすべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、誘致の是非についてです。

先日、カジノ誘致に反対する苫小牧市民の会が、知事に、カジノ誘致を行わないよう要請を行いました。

要請者からは、道民の命と暮らしを守るはずの道が、依存症患者をふやすカジノを推進するのはどうなのかと疑問が呈されました。知事はこの要請をどう受けとめたのか、伺います。

苫小牧市で先般行われた市議会議員補欠選挙では、カジノ反対を掲げた候補者が、市民の支持を得て当選いたしました。

カジノ誘致に多くの市民が反対していることが選挙結果で明確に示されたと考えますが、民意を重く受けとめ、カジノ誘致を断念すると、きっぱり表明すべきであります。知事の見解を伺います。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）宮川議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、北方領土問題についてであります。北方領土の早期返還は、元島民の方々を初めとする道民全体の長年にわたる悲願であり、このたびのプーチン大統領の発言が、仮に、領土問題の解決の先送りの可能性を含むものであるとすれば、受け入れがたいものと認識をいたします。

安倍総理は、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すると、繰り返し考えを示しており、政府といたしましても、これまでと変わらない方針のもと、平和条約の締結に向けた取り組みや交渉を進めていくものと承知いたします。

私といたしましては、今後とも、領土問題の解決に向けた外交交渉を支えるため、本道のみならず、全国の世論を一層喚起する啓発活動に取り組むとともに、根室管内の市町を初めとする関係者の方々と連携して、国に対する要請活動を行うなど、北方領土問題の早期解決に向けて、粘

り強く取り組んでまいります。

次に、原子力発電所についてであります。原発の安全確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われているものであります。

私といたしましては、新規制基準に基づき、施設設備等のハード面と、運営体制等のソフト面を一体とした厳正な審査が行われるとともに、事業者においても、常に規制以上の安全レベルの達成に向けて、不断に取り組むべきものと考えます。

次に、火力発電所についてであります。このたびの地震に伴い、最も早い段階でトラブルが生じたとされる苫東厚真火力発電所については、技術的、専門的な見地から、その原因の徹底的な究明を行った上で、万全な対策が実施されなければならないと考えるものであります。

次に、エネルギーの地産地消についてであります。太陽光や風力、水力などの新エネルギーは、身近な地域で自立的に確保できるエネルギー源であり、道では、今後さらに、本道のポテンシャルを生かして、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう、地域や企業の皆様と連携したエネルギーの地産地消の取り組みを加速してまいります。

次に、電力供給についてであります。暮らしと経済の基盤である電力については、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合が重要であり、北電においても、こうした考え方のもと、電力の供給に万全を期していく必要があると認識いたします。

次に、電力の安定供給についてであります。地域の暮らしと産業の発展に向け、特に、積雪寒冷な本道においては、安価で安定的な電力の供給に万全を期することが重要であります。

このたびの地震では、現に、国内で初となる大規模な停電が発生したところであり、道といたしましては、こうした事態を再び生じさせないよう、エネルギー政策に責任を持つ国と電力事業者である北電に対し、原因の分析と再発防止策の検討を踏まえて電力の安定供給に万全を期すよう求めているところであります。

次に、生活に困窮している方々への対応についてであります。道では、これまで、市町村と事業者の具体的な連携方策を盛り込んだ関係機関連携マニュアルを作成、配付するなどして、関係者間の情報共有の促進を図ってきたところであります。

道といたしましては、こうした地域における情報共有の取り組みが全道の市町村に広がるよう、引き続き、地域での見守り活動連携会議において働きかけ、市町村や福祉関係者、事業者等がより一層連携して、生活に困窮している方々が必要としている支援につなげるよう取り組んでまいります。

次に、大学進学目標値の設定についてであります。道では、子どもたちが、家庭の経済的な事情にかかわらず、みずから進路を選択できることが重要と考えておりますことから、生活保護世帯や児童養護施設の子どもの大学の進学率などを現計画に目標として設定し、各般の施策に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、今後とも、就学資金による大学等への進学機会の提供や、就職支度費を活用した就職支援を行うなど、大学進学を初め、進路について、子どもたち一人一人の希望が実

現できるよう取り組んでまいります。

次に、生活保護世帯の子どもの進学についてであります。生活保護世帯の子どもの大学等へ進学することは、貧困の連鎖を断ち切り、自立を助長するために有効であると考え、進学を希望する子どもに対しては、担当のケースワーカーが、生活相談や、各種奨学金、生活福祉資金などの活用について助言するなどの支援により、大学等への進学機会の確保に努めているところであります。

世帯分離の取り扱いについては、国の社会保障審議会で検討しているところであり、その時々々の経済情勢や社会通念などの変化を踏まえ、一般世帯の子どもの状況なども考慮して検討されるべき課題であると認識をいたします。

次に、文書の管理についてであります。会議記録を作成することは、意思決定に至る過程などを合理的に跡づけし、または検証するために重要なことと認識をするものであり、これまで、通知や研修により繰り返し周知してきたところでありますが、通知等の趣旨が徹底されていなかったことは、私としても大変重く受けとめており、しっかり対応していかなければならないと考えるものであります。

次に、J R北海道問題に関する国との協議についてであります。道では、国が示した、J R北海道に対する支援の考え方に関して、市長会や町村会とともに、負担水準や支援規模、さらには、それに伴う地方財政措置などについて課題を指摘してきており、先般の関係者会議において、鉄道局長からは、地域と公共交通のあり方について国の考え方を再度整理するとの発言があったところであります。

道といたしましては、地域としての支援について、道民の皆様方の御理解をいただくためにも、今後、関係者会議などを通じて、地方負担に関する法的根拠や、広域分散型の本道における鉄道網の役割を踏まえた支援の考え方などについて、地域と一丸となって、国に説明を求めてまいります。

次に、北海道新幹線の工事に伴う発生土についてであります。建設主体の鉄道・運輸機構においては、発生土の受け入れ地の確保に当たり、周辺住民の方々などの御理解を得るため、発生土の内容や、運搬する期間、時間帯などの事前説明に努めてきているところであります。

道といたしましては、関係者の理解を得ることができるよう、引き続き、鉄道・運輸機構に対し、より丁寧な説明を求めるとともに、連絡調整会議などを活用しながら、関係自治体と緊密に連携し、受け入れ地の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、I Rに係る有識者懇談会についてであります。この懇談会は、道としてI R誘致の判断を行うに当たり、観光や地域振興、依存症対策などについて、専門的な見地から御意見を伺うため、それぞれの分野で高い見識や実務経験を有するの方々を選任いたしましたところであります。

これまでの会合においても、I Rに関し、プラス、マイナスの両面から、さまざまな御意見をいただいているところであり、構成員の追加等については考えておりません。

いずれにいたしましても、道といたしましては、この懇談会を初め、さまざまな機会を通じ、

幅広い方々から御意見を伺いながら、IRについての検討を進めてまいります。

最後に、IRの誘致についてであります。道においては、これまでも、さまざまな立場の方々からIRに関する御要請をいただいております。それぞれのお考えについて、しっかりと伺いをし、重く受けとめているところであります。

道といたしましては、今後とも、道議会での御議論はもとより、各界各層の方々の幅広い御意見をお聞きしながら、IRに関する基本的な考え方を取りまとめ、道民の皆様方にも丁寧に説明していきたいと考えるものであり、こうした中で、国の制度設計の動向も見きわめながら、誘致について適切に対応してまいります考えであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）再質問に対して、知事から答弁をいただきましたが、指摘と再々質問をいたします。

まず、北方領土問題等についてです。

前提条件抜きでの平和条約締結は、領土問題の先送りにほかなりません。後であれこれ弁明を繰り返しても、目の前で行われた発言に沈黙していたのでは、諸外国からの指摘を受けるまでもなく、外交的失敗は明らかだったと指摘します。

次に、災害時における電力供給体制の問題に関し、まず、泊原発の外部電源喪失の問題についてです。

苫東厚真発電所での事故で、ブラックアウトを想定していなかった電力会社が、泊原発のリスクを想定できるとは到底思えません。

道民は、北電の保安面について信頼できないと考えていると言わざるを得ません。そういう中で、泊原発の再稼働はあり得ないということを指摘いたします。

また、苫東厚真発電所の地震の想定が震度5であり、低過ぎたことは明らかではないかと質問しましたが、答弁は、原因の究明を行った上で、対策を実施すると言うだけで、もともと震度5の想定しかしていなかった問題についての見解が述べられませんでした。

改めて伺いますが、震度5までの想定であったことを知事は知っていたのですか。

もともと知っていたとするなら、震度5の想定でよいと考えていたのですか。あるいは、強化せよと要請していたのですか、伺います。

今回の停電があるまで知らなかったということであるなら、道内の半分の電力を供給していた発電所のリスク、地震の際の対応力、安定供給能力を把握していなかったということであり、道民生活と道内産業を守る上で重大な問題だと考えます。

知事、震度5までということを知っていたのか知らなかったのか、強化が必要と要請していたのかいないのか、はっきりとお答えください。

また、北電では、泊原発と、安い海外炭を使用している厚真発電所に依存するなど、利益追求が第一となっており、安定供給が後景に迫りやられている問題を取り上げました。

私は、電力供給のためには、中・小型発電所の全道へのバランスよい配置が必要だと考えますが、現在の主要な発電所の配置は、北海道の一部に集中しています。

知事は、安定供給を電力事業者の重要な考え方の一つとして挙げました。また、道民の暮らしや産業活動に重大な影響を与えており、電力事業者としての北電の責任は重いともしました。

さらに、再質問への答弁で、安全性、安定供給等が重要であり、北電においても、こうした考え方のもと、電力供給に万全を期していく必要があると、北電の責任について答弁をいたしました。

私は、北電が、今後、安定供給に責任を負うことは当然のこととしても、今回の地震で道民生活と道内産業に与えた被害に対して賠償責任を負うべきだと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、貧困対策等に関し、まず、生活保護利用世帯の子ども及び児童養護施設退所者の大学等進学についてです。

これらの方々の大学等進学率が35%から36%台であり、全体の進学率の73%との格差は非常に大きく、次回の子どもの貧困対策推進計画の策定に当たり、数値目標を設定して取り組むことが必要であることを指摘します。

次に、生活保護世帯から大学等への進学に当たり世帯分離をする問題についてです。

再質問への知事の答弁は、経済情勢や社会通念の変化を踏まえて検討されるべきとのことでした。

生活保護法が制定されたのは1950年です。経済情勢や社会通念が大きく変わっていることは明白です。

教育の機会均等、大学生等の生存権を保障するために、生活保護の実施主体である知事から、世帯分離はやめるべきであると、国に対してはっきりと意見を述べるべきであることを強く指摘いたします。

次に、公文書管理の実態についてです。

知事からは、公文書管理について、過程などを合理的に跡づけし、または検証するために重要との答弁がありましたが、公文書管理は過程の検証のみにとどまりません。公文書の厳正な管理なくして、行政は機能しないからこそ、民主主義の根幹だと考えます。

同じ轍を二度と踏まないよう、これまでと同様の取り組みに終始することなく、抜本的な対策を直ちに行うことを強く求めます。

次に、北海道新幹線のトンネル工事の残土対策についてです。

新幹線のトンネル工事の発生残土や、有害重金属を含む汚染土の処理については、受け入れ地が確保されないまま工事を進めることは断じて認められません。この点は重ねて強く申し上げます。

最後に、カジノの道内誘致についてであります。

知事から、要請について重く受けとめているとの答弁がありました。非常に重い答弁と受けと

めております。

道民の多くが反対であることは世論調査で明確に示されており、1万1330人もの反対署名が苫小牧市に提出されています。

カジノ誘致の判断に当たっては、決して、スケジュールありき、結論ありきで決めることがないように、多くの道民が反対しているカジノ誘致は、きっぱりと断念すべきであると強く指摘いたします。

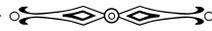
以上で私の質問を終わります。(拍手) (発言する者あり)

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君 答弁準備のため、若干時間をいただきたいと存じます。

○議長大谷亨君 ただいま知事から、答弁準備に若干時間をいただきたい旨の発言がありましたので、このまま暫時休憩いたします。

午後4時23分休憩



午後4時28分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事。

○知事高橋はるみ君 (登壇) 宮川議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、苫東厚真発電所についてであります。火力発電所の建屋等については、建設時に、特定行政庁等による建築確認を受けるほか、火力発電所のボイラーやタービンといった主な発電設備については、日本電気協会が制定した耐震設計規程などにに基づき設計され、また、発電所の建設については、国に工事計画書を届け出た上で着工するものとされているところであります。

道では、発電設備に係る技術的、専門的な事項に関する情報提供は受けておらないところであり、苫東厚真発電所については、国などによる原因の徹底的な究明が行われた上で、必要な対策が実施されなければならないと考えるものであります。

電力は、暮らしと経済の基盤であり、安定供給に責任を持つ北電と、エネルギー政策に責任を有する国に対し、引き続き、供給体制の万全化を求めてまいる考えであります。

次に、地震に伴う大規模停電についてであります。被害に対する賠償については、申し上げる立場にはありませんが、北電においては、こうした事態を再び生じさせないように、原因の分析と再発防止策の検討を踏まえて、万全の対策に取り組んでいく必要があると考えるものであります。

以上であります。